



目 次	ページ
規 則	
◎高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○議決を経た予算の要領 (財 政 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	10
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	11
○保安林の指定に係る通知の揭示 (2件) (治山林道課)	12
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	13
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	13
○道路の区域変更 (道 路 課)	13
○道路の供用開始 (")	13
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	14
○県営土地改良事業の工事の完了 (農業基盤課)	14
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	14
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙の候補者がポスターの掲示を開始することができる日の定め (11・9 揭示)	14
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (")	14
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	14
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	14
○高知県知事選挙の期日 (11・10揭示)	14
○高知県知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 (")	14

○高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (")	15
○高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (")	15
○高知県知事選挙におけるテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送の実施 (")	15
○高知県知事選挙における投票用紙の色の定め (")	15
○高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所の定め (")	15
○高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同に関する告示 (")	15
○高知県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (")	15
○政治団体設立の届出	15
○政治団体異動の届出	15
○資金管理団体異動の届出	16
高知県知事選挙選挙長告示	
○高知県知事選挙における選挙長の告示方法 (11・10揭示)	16
○高知県知事選挙における立候補の届出の受付要領の定め (")	16
○高知県知事選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め (")	16
○高知県知事選挙の候補者の届出 (")	17
○高知県知事選挙の無投票 (")	18
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	18

規 則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年11月18日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第66号
高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
高知県証明事務手数料徴収条例施行規則（昭和31年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。
第4条第4号中「社会福祉法人」を「社会福祉法（昭和26年法

律第45号）第22条に規定する社会福祉法人」に、「証明」を「証明（第10号に掲げるものを除く。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3第1項各号に掲げる法人がそれぞれ租税特別措置法施行令（昭和33年政令第43号）第26条の28の2第1項各号に掲げる要件を満たすものであることの証明

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第738号
平成23年9月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。
平成23年11月18日
高知県知事 尾崎 正直

平成23年度高知県一般会計補正予算

平成23年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,990,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440,258,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金	2,363,814	3,000	2,366,814		1 県債	66,914,188	969,000	67,883,188
	2 負担金	2,283,247	3,000	2,286,247		歳入合計	435,268,353	4,990,180	440,258,533
9	国庫支出金	51,968,378	2,005,996	53,974,374					
	1 国庫負担金	22,802,291	1,200,008	24,002,299					
	2 国庫補助金	28,304,763	726,327	29,031,090					
	3 委託金	861,324	79,661	940,985					
12	繰入金	35,992,668	237,340	36,230,008					
	2 基金繰入金	35,272,582	237,340	35,509,922					
13	繰越金	10	1,766,478	1,766,488					
	1 繰越金	10	1,766,478	1,766,488					
14	諸収入	20,572,404	8,366	20,580,770					
	6 受託事業収入	756,295	2,500	758,795					
	8 雑入	5,156,658	5,866	5,162,524					
15	県債	66,914,188	969,000	67,883,188					

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計		
3	危機管理費	1,158,863	1,255,792	2,414,655		1	林業振興費	13,922,355	187,895	14,110,250	
	1	危機管理費	1,158,863	1,255,792		2,414,655	2	環 境 費	1,923,555	15,523	1,939,078
4	健康福祉費	74,461,295	339,254	74,800,549	11		水産振興費	4,471,271	△ 13,463	4,457,808	
	1	健康福祉費	2,792,620	49,607		2,842,227	1	水産振興費	4,471,271	△ 13,463	4,457,808
	2	健 康 費	30,993,038	113,177	31,106,215	12		土 木 費	63,903,433	1,093,337	64,996,770
	3	地域福祉費	40,639,791	176,470	40,816,261		1	土木総務費	10,764,374	961	10,765,335
5	文化生活費	6,219,377	22,826	6,242,203	2	河 川 費	6,388,872	470,964	6,859,836		
	1	文化生活費	6,219,377	22,826	6,242,203	3	砂 防 費	3,525,636	603,467	4,129,103	
6	産業振興 推進費	4,048,070	38,166	4,086,236	6	建 築 費	1,926,360	5,401	1,931,761		
	1	産業振興 推進費	3,294,395	36,797	3,331,192	7	港 湾 費	6,667,619	8,344	6,675,963	
	2	交通運輸 政策費	753,675	1,369	755,044	8	海 岸 費	2,050,671	4,200	2,054,871	
7	商工労働費	11,293,398	20,000	11,313,398	13		教 育 費	99,461,450	16,720	99,478,170	
	2	勞 働 費	5,894,547	20,000		5,914,547	1	教育総務費	12,653,965	1,240	12,655,205
8	観光振興費	2,000,360	11,968	2,012,328		2	児 童 費	3,031,665	1,434	3,033,099	
	1	観光振興費	2,000,360	11,968		2,012,328	3	学 校 費	72,688,989	7,186	72,696,175
9	農業振興費	10,518,153	△ 20,446	10,497,707		6	大 学 費	4,590,782	6,860	4,597,642	
	1	農 業 費	6,241,749	13,512		6,255,261	14		警 察 費	22,335,666	23,966
	2	畜 産 業 費	1,191,300	31,997	1,223,297	2		警察活動費	2,301,922	23,966	2,325,888
	3	農 地 費	3,085,104	△ 65,955	3,019,149	15		災 害 復 旧 費	2,388,004	1,998,642	4,386,646
10	林業振興 環境費	15,845,910	203,418	16,049,328	1		農林施設 災害復旧費	469,757	173,434	643,191	

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 水産施設 災害復旧費	148,583	335,233	483,816
	3 土木施設 災害復旧費	1,754,664	1,489,975	3,244,639
歳 出 合 計		435,268,353	4,990,180	440,258,533

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 危機管理費			383,689
	1 危機管理費	地域地震防災対策事業費	383,689
12 土木費			2,586,630
	3 砂防費	通常砂防事業費	74,550
	4 道路橋梁費 ⁹²³		2,335,079
		活力創出基盤整備総合交付金事業費	2,209,425
		活力創出基盤整備総合事業費	125,654
	5 都市計画費	都市計画街路事業費	177,001
15 災害復旧費			352,357
	2 水産施設 災害復旧費		352,357
		漁港施設災害復旧事業費	350,857
		市町村災害復旧事業指導監督事務費	1,500
合 計			3,322,676

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災行政無線システム改修委託料	平成23年10月12日から 平成25年3月31日まで	6,605
防災行政無線システム携帯型無線機購入費	平成23年10月12日から 平成25年3月31日まで	30,150
安芸総合庁舎整備事業費	平成23年10月12日から 平成26年3月31日まで	30,000
市町村が行う情報通信基盤整備に対する補助	平成23年10月12日から 平成25年3月31日まで	39,000
須崎総合庁舎施設整備事業費	平成23年10月12日から 平成25年3月31日まで	14,155
須崎第二総合庁舎施設整備事業費	平成23年10月12日から 平成25年3月31日まで	16,170

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
医療施設耐震化臨時特例 基金事業費補助金	平成23年4月1日から 平成25年3月31日まで	384,402	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで	977,096
獣医師修学資金貸付	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで	12,000	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで	14,400
東北地方太平洋沖地震漁 業災害対策特別資金の利 子補給補助	平成23年7月12日から 平成30年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率2.85パーセントの2分の1 以内の額	平成23年7月12日から 平成30年3月31日まで	融資額800,000千円以内の年利率2.85パーセントの2分の1 以内の額

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
被災者生活再建支援基金出えん金	24,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成24年度から平成53年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
安 芸 総 合 庁 舎 整 備 事 業 費	303,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成24年度から平成53年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	331,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は証券発行 2 借 入 先 政 府 資 金 そ の 他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成24年度から平成53年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
耕 地 事 業 費	719,000				679,000			
治 山 事 業 費	1,473,000				1,544,000			
河 川 海 岸 事 業 費	2,541,000				2,703,000			
砂 防 事 業 費	1,586,000				1,783,000			
公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	712,000				1,390,000			
国 直 轄 事 業 費 負 担 金	6,950,000				6,799,000			
計	66,914,188				67,859,188			

平成23年度高知県用品等調達特別会計補正予算

平成23年度高知県の用品等調達特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ107,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,078,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1	用品等 管理収入	971,200	107,000	1,078,200	1	用品等 調達費	971,200	107,000	1,078,200
	1	用品等 管理収入	971,200	107,000		1,078,200	1	用品等 調達費	971,200
歳 入 合 計		971,200	107,000	1,078,200	歳 出 合 計		971,200	107,000	1,078,200

平成23年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算

平成23年度高知県の流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料	平成23年10月12日から 平成27年3月31日まで	985,000

平成23年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成23年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成23年度高知県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款	資本的収入	4,474,213千円	44,500千円	4,518,713千円
第1項	企業債	2,285,200千円	44,500千円	2,329,700千円
第2項	借入金	509,209千円		509,209千円
第3項	負担金	864,905千円		864,905千円
第4項	補助金	14,898千円		14,898千円
第5項	雑収入	1千円		1千円
第6項	その他資本的収入	800,000千円		800,000千円
支出				
第1款	資本的支出	4,474,213千円	44,500千円	4,518,713千円
第1項	建設改良費	3,144,182千円	44,500千円	3,188,682千円
第2項	企業債等償還金	1,330,031千円		1,330,031千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

(単位千円)

事項	期間	限度額
安芸地域県立病院（仮称）整備事業費	平成23年10月12日から 平成27年3月31日まで	191,762

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設事業費	1,901,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	1 平成24年度から平成53年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	1,945,500	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	1 平成24年度から平成53年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
計	2,285,200				2,329,700			

高知県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成23年8月29日	医療法人香美会 香南市香我美町岸本ルノ丸328-174	デイサービスセンターなはり 安芸郡奈半利町乙4597-1 通所介護 介護予防通所介護
平成23年9月1日	特定非営利活動法人NPOいちいの郷 四万十市西土佐大宮594番地3	居宅介護支援事業所いちいの郷 四万十市西土佐大宮594番地3 居宅介護支援事業
〃	社会福祉法人かど福祉会 高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10	デイサービスセンター上ノ加江 高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10 通所介護 介護予防通所介護
平成23年9月30日	社会福祉法人厚敬会 土佐郡土佐町田井1377-29	居宅介護支援事業所常磐 土佐郡土佐町田井1377-29 居宅介護支援事業
平成23年10月1日	デイサービス太陽の家株式会社 南国市岡豊町小蓮1239番地4	デイサービス太陽の家株式会社 南国市岡豊町小蓮1239番地4 介護予防通所介護
〃	セントケア四国株式会社	セントケア須崎 須崎市東糺町1-20

	香川県高松市中新町11-1 アクア高松 中新町ビル702号	訪問介護 介護予防訪問介護
平成23年10月7日	有限会社ワンカラ 宿毛市港南台二丁目11-3	デイサービスさくらんぼ 宿毛市片島237-1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第740号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成23年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
平23高知県1第1号	平23・5・16	百合伯 (全和褐215)	牛	褐毛和種	平19・9・20	2級	南国市 高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
平23高知県1第2号	平23・5・17	夢千代 (全和褐208)	牛	褐毛和種	平17・9・8	2級	土佐清水市 西村 亮
平23高知県1第3号	平23・5・17	皐嶺 (全和褐199)	牛	褐毛和種	平15・6・24	2級	土佐清水市 上岡 信忠
平23高知県1第4号	平23・5・18	テツノセンゴクオー (日軽繁2079)	馬	サラブレッド種	平4・5・10	2級	幡多郡黒潮町 山沖 利之
平23高知県1第5号	平23・5・19	盛司 (全和褐原96)	牛	褐毛和種	平13・3・7	2級	吾川郡いの町 岡林 正純
平23高知県1第6号	平23・5・19	南川山 (全和褐原99)	牛	褐毛和種	平13・11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第7号	平23・5・19	嶺力 (全和褐198)	牛	褐毛和種	平15・1・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第8号	平23・5・19	嶺幸福 (全和褐原102)	牛	褐毛和種	平15・7・18	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第9号	平23・5・19	千代隆 (全和褐201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第10号	平23・5・19	桜栄 (全和褐原104)	牛	褐毛和種	平16・1・7	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県	平23・	北若	牛	褐毛	平17・	2級	高岡郡佐川町

1第11号	5・19	(全和褐原107)		和種	1・11		高知県畜産試験場
平23高知県1第12号	平23・5・19	山嶺 (全和褐原106)	牛	褐毛和種	平17・4・15	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第13号	平23・5・19	千代姫 (全和褐211)	牛	褐毛和種	平18・4・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第14号	平23・5・19	百合邦 (全和褐212)	牛	褐毛和種	平18・8・26	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第15号	平23・5・19	桜嶺 (全和褐原109)	牛	褐毛和種	平19・3・15	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第16号	平23・5・19	嶺北五月 (全和褐原110)	牛	褐毛和種	平19・5・28	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第17号	平23・5・19	桜下関 (全和褐原111)	牛	褐毛和種	平19・7・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第18号	平23・5・19	繁舩 (全和褐213)	牛	褐毛和種	平19・8・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第19号	平23・5・19	武蔵 (全和褐214)	牛	褐毛和種	平19・9・26	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第20号	平23・5・19	千代岩 (全和08子高褐1005)	牛	褐毛和種	平20・3・24	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第21号	平23・5・19	嶺重光 (全和08子高褐1046)	牛	褐毛和種	平20・6・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第22号	平23・5・19	建依別 (全和08子高褐378)	牛	褐毛和種	平21・1・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第23号	平23・5・19	岩重久 (全和09子高褐1029)	牛	褐毛和種	平21・4・6	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平23高知県1第24号	平23・5・20	正義山 (全和褐原89)	牛	褐毛和種	平10・7・20	2級	室戸市 山下 皓平

平23高知県 1第25号	平23・ 5・20	東美波 (全和褐原108)	牛	褐毛 和種	平18・ 10・5	2級	安芸郡田野町 池地 伸之
平23高知県 1第26号	平23・ 5・20	雅伸 (全和褐203)	牛	褐毛 和種	平17・ 5・17	2級	安芸郡田野町 池地 伸之

高知県告示第741号

平成23年10月農林水産省告示第2043号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
愛媛県北宇和郡日吉村日向谷397番地
イ 氏名
吉川 馬治
 - (2)ア 登記簿記載の住所
愛媛県東宇和郡土居村窪野25番耕地2番地
イ 氏名
増田 松太郎
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町樽原396番屋敷
イ 氏名
中越 留治
- 2 保安林に指定する通知の要旨
 - (1) 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡構原町上西の川7から10まで、25、26、29
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第742号

平成23年10月農林水産省告示第2045号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村鳥533番地
イ 氏名
東勢 喜太郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村鳥76番地
イ 氏名

- 竹内 作次
 (3)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡十川村地吉380番地
 イ 氏名
 宮脇 徳広
- 2 保安林に指定する通知の要旨
 (1) 指定に係る保安林の所在場所
 高岡郡四万十町古城字上ハフトナシ530の3、530の4、530の6、字ヲトナシ532、536
 (2) 指定の目的
 土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第743号
 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成23年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
 公共測量（四万十川、中筋川及び後川数値地形図修正）
 2 作業期間
 平成23年11月1日から平成24年3月18日まで
 3 作業地域
 四万十市（四万十川下流域）

高知県告示第744号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成23年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

香美市土佐山田町角茂谷（追加）
 (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
5	香美市土佐山田町角茂谷字藤林	4489-2
6	〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 〃 字追廻ヤシ	3086

	キ	
--	---	--

(2) 区域
 平成22年8月高知県告示第490号で指定した香美市土佐山田町角茂谷急傾斜地崩壊危険区域内（以下「490号区域」という。）に存する標柱4と490号区域に存する標柱3を直線で結んだ線、490号区域に存する標柱3と標柱5を直線で結んだ線、標柱5から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と490号区域に存する標柱4を国道32号に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第745号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成23年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

安芸郡東洋町中島上
 (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	安芸郡東洋町野根字薬王寺	丙1360-2
2	〃 〃 〃 字神明谷	丙2996-1
3	〃 〃 〃 〃	丙2999-1
4	〃 〃 〃 〃	丙3003-1
5	〃 〃 〃 字岸ノ下	丙2483-2 地先
6	〃 〃 〃 〃	丙2488-2 地先
7	〃 〃 〃 字鏡田	丙1366-2 地先
8	〃 〃 〃 字薬王寺	丙1365

(2) 区域
 標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道鏡田線に沿って結んだ線、標柱7と8を直線で結んだ線

及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第746号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年11月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
 2 路線名 440号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樽原町永野1098番から高岡郡樽原町永野481番1地先まで	A	3.1 }	7,790
	B	16.0 }	
高岡郡樽原町永野1番3から高岡郡樽原町永野482番1地先まで	後	16.0 }	1,817
		56.0	
高岡郡樽原町永野1番3から高岡郡樽原町永野482番1地先まで	後	16.0 }	1,817
		56.0	

高知県告示第747号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成23年11月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 南国インター
 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

南国市大桶字治造穂甲1506番15から 南国市大桶字治造穂甲1504番8地先まで	84	平成23年11月18日
---	----	-------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年11月8日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年11月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年11月8日	特定非営利活動法人高知県防犯設備協会	上田 瀧雄	高知市相生町104番地アルファステイツ駅前1103号	この法人は、安全産業に関わる企業や社会貢献事業として地域防犯活動に取り組む企業・団体等が連携協調のうえ、警察、高知県及び県内の各市町村行政等と協働して、高知県民に対し、より安全で信頼できる防犯機器、防犯設備等の普及促進を図り、さらにこれら優良防犯機器等を活用した地域安全活動を行うことにより、県民の防犯意識の向上を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。
平成23年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 土地改良事業の名称
ため池等整備事業（用水施設）
- 2 地区名
船谷地区
- 3 工事完了年月日
平成23年9月8日

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。
平成23年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 取消し年月日
平成23年11月18日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
(1) 山川 裕之
二級建築士
第1881号
(2) 山下 金松
二級建築士
第1770号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成23年11月27日に行う予定の高知県知事選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定めた。

平成23年11月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県知事選挙の選挙の期日を告示する日

高知県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規

定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,745人である。

平成23年11月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,869人である。

平成23年11月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年11月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区	92,768人
室戸市、東洋町選挙区	5,676人
安芸市、芸西村選挙区	6,694人
南国市選挙区	13,302人
土佐市選挙区	8,124人
須崎市選挙区	6,811人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,473人
土佐清水市選挙区	4,642人
四万十市選挙区	9,828人
香南市選挙区	9,333人
香美市選挙区	7,965人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,477人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,036人
吾川郡選挙区	9,354人
高岡郡選挙区	18,267人
黒潮町選挙区	3,659人

高知県選挙管理委員会告示第98号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、高知県知事選挙を平成23年11月27日に行う。

平成23年11月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第99号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選

拳法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

- 1 選挙長
高知市春野町平和66番地 浅野 正倫
- 2 選挙長職務代理者
高知市種崎767番地 6 井上 達男

高知県選挙管理委員会告示第100号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

- 1 日時
平成23年11月11日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第101号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

- 1 日時
平成23年11月10日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第102号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第4条第1項ただし書の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙においてテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送は、政見放送を行う全候補者の放送終了後に行うものとする。この場合において、政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その順序は、くじで決定することとし、そのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

- 1 日時
平成23年11月10日 午後7時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第103号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

投票用紙の色
浅黄色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第104号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

- 1 日時
平成23年11月30日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎

高知県選挙管理委員会告示第105号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第106号

平成23年11月27日に行う高知県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、28,660,500円である。

平成23年11月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年11月18日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事	届出年月日
----	-------	-------	------	-------

	氏名	務所の所在地	
新しい南国市を考える会	藤原 健治 徳久 富恵	南国市後免町三丁目1番11号	平23・10・21

高知県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年11月18日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党吾川郡仁淀川町	藤原 陽三	岡崎 友則	吾川郡仁淀川町引地62	平23・10・20
異動後	吾川支部	岡崎 友則	藤原 勝彦	吾川郡仁淀川町寺村1379	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	しあわせ都市・高知をつくる会	門田 博文	異動なし	異動なし	平23・10・14
異動後		森 千代範			
異動前	板原啓文後援会	異動なし	異動なし	土佐市高岡町甲750番地	平23・10・21
異動				土佐市高	

後				岡 町 丁 943 番イ 2 号地	
---	--	--	--	-------------------------	--

高知県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成23年11月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	朝比奈 利広	高知県 議会議 員	翔利の会	異動なし	平23・10・ 5
異動後		須崎市 長			

**高 知 県 知 事 選 挙
 選 挙 長 告 示**

高知県知事選挙選挙長告示第1号

平成23年11月27日に行う高知県知事選挙における選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成23年11月10日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 浅野 正倫

高知県知事選挙選挙長告示第2号

平成23年11月27日に行う高知県知事選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 浅野 正倫

- 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
- 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成23年11月10日午前9時30分までは、同市丸ノ内二丁目4番1号高知県保健衛生総合庁舎に置く。

高知県知事選挙選挙長告示第3号

平成23年11月27日に行う高知県知事選挙の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成23年11月10日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 浅野 正倫

- 日時
平成23年11月24日 午後6時
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県知事選挙選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成23年11月27日に行う高知県知事選挙の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成23年11月10日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 浅野 正倫

受付番号	届出の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	おざき 正直	男	高知県	高知県高知市鷹匠町二丁目2番6号	昭和42. 9. 14	無所属	高知県知事

高知県知事選挙選挙長告示第5号

平成23年11月27日に行う高知県知事選挙において、届出のあった候補者が1人であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第127条の規定により、投票は、行わない。

平成23年11月10日（揭示済）

高知県知事選挙選挙長 浅野 正倫

監 査 公 表

監査公表第12号

平成23年11月18日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

23高行管第175号

平成23年9月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成23年8月26日付け23高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 特別指摘とされた機関

1 希望が丘学園

(1) 事実認定

平成22年11月26日の会計管理局の会計検査において、20円切手1枚、80円切手6枚、100円切手2枚が、郵便切手類出納簿に記載の残枚数より少なくなっていることが判明していたが、12月に使用したものとして、郵便切手類出納簿に記載していた。

(2) 特別指摘事項

郵便切手はその性質上、金銭と同様に厳格な管理が求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。このことについては、平成22年度の監査においても注意したところであり、今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

(3) 原因又は理由

郵便切手類出納簿と切手の突合が不十分であったため、記帳漏れを把握できず切手の不足を生じました。

また、会計検査で切手の不足を指摘されたので突合せなければいけないと思い、12月に使用したとして処理をし

たものです。

本来であれば、不突合の原因を探して、判明すれば○日分の記帳漏れ分と備考に記すか、原因が分からなければその旨を記載するべきでしたが、認識不足で不適切な取扱いでした。

(4) 措置状況

このような事務処理に至った課題を所属内で共有し、郵便切手を払出しする際には、その都度、総務担当者が郵便切手類出納簿に記載するように事務を改善するとともに、出納員等による確認を行ってまいります。

第2 指摘とされた機関

1 幡多福祉保健所

(1) 事実認定

高知県精神障害者社会適応訓練事業において、平成20年度及び平成21年度に契約したものがそのまま有効であると考えていたことにより、訓練の対象者の受け入れ先と平成22年度の委託契約を締結しないまま、社会適応訓練協力奨励金を支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、法第232条の4第2項及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。）第36条に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

事務担当者は、当該社会適応訓練協力事業所と、平成21年度に委託契約を締結しており、平成22年度も引き続き訓練対象者に変更がなかったため、新たな委託契約書の作成は必要がないと思い込み契約書を作成していませんでした。

一方、決裁者は、経費支出何の段階で、起案文書の書面において経費の内容を確認するも、当該訓練事業を行うに際して委託契約書を作成しなければならないという考えに至らず決裁をしていました。

また、出納員は、支出命令の段階で、経費支出何等の書類を一通り確認したものの、契約書が作成されていないことに気付かず、決裁をしていました。

このような事務担当者等の認識が不十分であったことから、契約書の作成がされなかったものです。

(4) 措置状況

今回の指摘事項は、事務担当職員等の要綱の確認漏れと、契約規則に基づいた事務に関する認識不足及び、出納員の支払時のチェック漏れによるものです。

今後は、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）等関係法令ののっとり事務

の執行について、改めて徹底するとともに、下記の取組を実施し、適正な事務処理に努めます。

- ・ 経費支出何を行う場合には、必ず総務担当者に合議し、契約書等必要な書類の確認を行う。
- ・ 支出命令の決裁時には、契約書等の証拠書類を添付する。
- ・ 今年度、会計専門員による会計事務に関する所内研修を実施し、総務担当職員だけでなく、決裁者も含め会計事務に携わる全職員を参加させる。

2 希望が丘学園

(1) 事実認定

常時資金について、平成22年5月から11月にかけて6回、計510,000円を資金前渡ししていたが、いずれも経費支出何を作成していなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日19高会企第3号）に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

平成21年度分までの経費支出何には、「1回100,000円以内（年間12回以内）」と記して、年間経費支出何としていました。

平成22年度においても、同様に年間経費支出何を作成していると思込み、2回目以降の支出については経費支出何を作成せずに支出をしましたが、実際は「（年間12回以内）」の文言が漏れていたために、年間の経費支出何となっていなかったものです。

(4) 措置状況

平成22年11月26日の会計検査で指摘を受けて以降は、支出の都度経費支出何を作成するようにしています。

今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。

3 療育福祉センター

(1) 事実認定

平成22年4月に購入した消耗品について、支払先を誤っていた。当該金額を戻入させた後に正当な債権者に支払いを行ったため、支払遅延となっていた。

平成23年3月にも同様の誤りを行い、同じ債権者に対して支払遅延となっていた。

(2) 指摘事項

上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理である。さらに、同じ相手方に対して同じ会計処理の誤りを繰り返しており、管理監督の立場にある職

<p>員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、結果として支払遅延となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>今回指摘を受けた事項は、支出負担行為及び支出命令をする際に、見積書、請求書等の関係書類による相手方の確認が十分にできていなかったことや管理監督者によるチェックも適切に行われないまま支出の決定がされるなど、不適切な事務処理でした。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>今後、歳出書類の作成に当たっては、見積書、納品書、請求書等の関係書類により金額や相手方、振込口座等を確認したうえで作成することを徹底します。</p> <p>また、会計規則第48条第1項に規定する支出負担行為についての審査及び確認などの管理監督者のチェック機能を十分に発揮し適正な事務処理に努めます。</p> <p>4 紙産業技術センター</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成22年度テストコーター&ラミネーター制御機器入替工事（契約額1,669,500円）は機器の修繕であるが、その完了検査について、契約書第6条第1項で定める業務完了報告書の提出がなく、検査調書も作成していなかった。</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>うえのことは、検査について定めた契約規則第52条の規程に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>当該機器の入替えは、修繕の予算で実施するが、『機械類の修繕については、その態様により、製造の請負契約の範ちゅうに入るものもある』ことから、「工事又は製造の請負」のうち「製造の請負」の範ちゅうに入るものと考え、金額2,500千円以下のため、契約書は作成しましたが、検査調書は省略していました。</p> <p>しかし、今般、修繕料に当たるとの指摘を受け、誤った解釈に基づく事務処理であったことを認識したところで、</p> <p>また、業務完了報告書については、契約書記載事項であるという認識が甘いままに、担当者が完了を確認のうえ、請求書の検認をすることで、これに代えてきたものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>所属全体として正しい会計知識の取得に努めるとともに、所内のチェックをより強化し、適正な事務執行に努めていきます。</p>	<p>5 高知高等技術学校</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成23年度給食調理委託業務の指名競争入札にかかる予定価格調書において、会計管理局長の承認を得た範囲を超えて最低制限価格を定めていた。</p> <p>また、この入札において、初度入札で参加者全員が最低制限価格を下回ったため失格とし、入札を中止とすべきところ、同じ参加者で再度入札を行い、契約を締結していた。その後、最低制限価格の設定の誤りに気づき、減額の変更契約を行っていた。</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>上のことは、契約規則第4条第2号及びあらかじめ定めた指名競争入札要領に反した不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>最低制限価格については、価格設定の際、担当者が事前協議の承認結果について失念し、「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」の建設工事における予定価格の10分の7から10分の9までの範囲を適用して設定していました。</p> <p>また、予定価格調書の作成者である校長は、この担当者がパソコンで作った金額入りの予定価格調書を、内容の説明を受けずそのまま使用してしまったこと、さらに、調書の開封時にも担当者、立会人である副校長とも最低制限価格の承認範囲に思いが至らなかったことに原因があります。</p> <p>次に、初度入札で全員が最低制限価格を下回った際、失格とせず入札を続行したことは、担当者が「建設工事競争入札事務の手引」において該当箇所の確認ができないまま2回目以降の入札が可能と判断し、副校長に入札継続が可能と伝え、さらに副校長は、手引の記載内容の確認をせず、その判断に異を唱えなかったなど、担当者、副校長とも入札事務の流れを十分理解していなかったことに原因があります。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>再発防止に向け、組織としてのチェック機能の強化や、入札事務に関する基本の認識・理解不足の改善のため次のとおり取組を行うことにより、適正な事務執行に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェック機能を強化するため、担当者が決裁を回す際、金額の算出根拠や必要添付書類の添付根拠等について明確にするとともに、チェックリストを作成し、担当者はもちろん、副校長、校長ともそのリストが適切か判断して、点検、確認を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札事務に関する基本の認識・理解不足を改善するため、担当者や出納員が自ら関係法規等の理解を深めることはもちろんのこと、会計管理局等が開催する研修会を副校長、担当者は受講することとする。 ・ 財務会計事務、入札事務等において判断に迷う事項や不安を感じる事項については、随時会計専門員に見解を求めたり、入札の予行演習を必要とする場合は会計専門員の参加を得て行うなど、会計専門員を積極的に活用する。 <p>6 病害虫防除所</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>前回の監査においてガソリン給油チケットの管理について注意したにもかかわらず、平成22年度においても同様に、給油時に切り離さず1冊をそのまま持ち出して使用していた。</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>上のことは、ガソリン給油チケットは、その性質上金銭と同様に厳格な管理が求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>ガソリン給油チケットの管理については、平成22年5月26日の事前監査において注意を受け、平成22年6月末頃までは所長が保管し、必要となった際にその都度半券を使用者に渡し、適正に管理を行っていました。その後、当該防除所には所長以外に管理職員がいないこともあり、所長が不在の場合にガソリン給油チケットが使用できないため、安易に1冊をそのまま持ち出して使用する取扱いに戻っていたものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>当該防除所では、定期監査において2度にわたる注意及び指摘を受けたことを厳粛に受け止め、現在は、ガソリン給油チケットの保管場所を出納員及び経理員の兼務所属である農業技術センター総務課の金庫とし、給油時に出納員又は経理員がチケットを発行するよう改めました。</p> <p>また、今後は適正な事務処理に努めるために、職場全体で改めて会計規則、契約規則等の法令遵守について周知徹底を図りました。</p> <p>7 畜産試験場</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成22年度施設等の宿直業務委託契約書において、委託料及びその支払方法を定めた第13条の契約金額が欠落したまま契約を締結していた。なお、契約書に綴じられていた内訳書には金額が記載されていた。</p>
--	--	---

(2) 指摘事項

上のことは、契約規則第36条第1項に規定する契約書の記載事項等に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

標準書式の業務委託契約書では1頁目の第3条に委託料を記載することとされていますが、当該契約書は標準書式によらない独自の様式で、2頁目の第13条に委託料を記載するようになっており、金額が欠落していることを見落していました。

契約書には、各月の支払金額及び合計を記入した支払内訳書を綴じており、月々の支払の際は、この支払内訳書との突合により請求書の精査を行っており、契約書そのもののチェックが十分ではありませんでした。

(4) 措置状況

平成24年度からは、当該契約書の委託料に係る条項について、1ページ目に標準書式に準じた形で記載するように改訂します。

また、支出負担行為決議書の決裁時に契約書の案を精査するだけでなく、契約締結時も複数の職員で契約書原本の確認を行うこととしました。

なお、今後は、監査の指摘を踏まえ、不適正な事務処理を繰り返さないよう、上司が十分なチェックを行うとともに、会計専門員を交えて職場内で会計事務研修を実施し、会計事務の適正な執行に努めます。

8 水産試験場

(1) 事実認定

機械警備委託（平成23年度から5カ年の長期継続契約）の契約締結の伺において、仕様書では「業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は賠償の責任を負う。」と示していたにもかかわらず、契約書には損害賠償限度額を設定した特約条項が追加されていた。

(2) 指摘事項

上のことは、事務は、すべて当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の決裁を受けて施行しなければならぬと定めた高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）第3条の定めに対する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因及び理由

本件は、契約締結伺により決裁を受けた契約書案を相手方に提示し、契約を締結しようとしていたところ、損害賠償限度額の設定がなかったことから、契約締結時に相手方

から特約条項として損害賠償限度額を追加した契約書の提示がありましたが、その際に改めて決裁権者の決裁を受けることなく契約締結したものです。

本来なら契約締結の伺の際に担当者や上司が契約条項等を精査したうえで決裁権者の決裁を受けて、その決裁を受けた契約書により相手方と契約を締結すべきものでした。

(4) 措置状況

今回の指摘を厳しく受け止め、今後は、契約締結の伺の際に担当者や上司が契約条項等を精査したうえで決裁権者の決裁を受けて、その決裁を受けた契約書により相手方と契約を締結するようにするとともに、実際に締結しようとする契約書が決裁権者の決裁を受けたものと相違がないか複数の者がチェックを行い、やむを得ず内容を変更する場合は改めて決裁権者の決裁を受けるなど、会計規則、事務処理規則にのっとった適正な会計事務処理を行うことを徹底してまいります。

9 高知土木事務所

(1) 事実認定

平成22年度高知新港輸入物流ターミナル敷地占用許可において、占用料20,219,850円については許可の際に全額を徴収すべきところ、年4回の分納を認めていた。

(2) 指摘事項

うえのことについては、高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第6条第2項の定めに対する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因及び理由

高知新港輸入物流ターミナル敷地占用を、平成10年度から高知F A Z株式会社に対して許可し、年4回の分納を行ってきました。

平成20年度に宿毛湾港における宿毛市の事務処理の特例適用の廃止が必要となり、県港湾施設管理条例第13条の2における別表の条例改正（平成21年2月県議会）を行いました。その際に、県港湾施設管理条例第6条第2項に県管理関係条例整理の一環として、「許可の際にその全額を徴収する」規定を追加しました。

しかしながら、当該事務所に関する条例改正内容について、港湾課（当時）から全額徴収規定が追加されたことなどの具体的な説明や通知もないなど、当該事務所と港湾課との意思疎通が十分に図れていませんでした。このため当該事務所では、分割納付を継続して認めてきました。

(4) 措置状況

定期監査の指摘を受け、担当課である港湾・海岸課と事務所との意思疎通を十分図ることとしました。

なお、条例改正を含め、適正な事務処理が行えるよう検討することとしています。

23高教政第1054号
平成23年9月29日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成23年8月26日付け23高監報第5号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

(指摘事項)

機関名：教育センター

1 事実認定

平成21年度教科研究センター開設に伴う書籍の購入において、160万円を超える額にもかかわらず、施行伺を作成していなかった。さらに、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約としていた。

2 指摘事項

上のことは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び契約規則第31条に反する事務である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

書籍の購入において、業者により見積金額が変わることはなく、他の少額での書籍購入と同様に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当し、施行伺の作成が省略でき、随意契約ができるものと勘違いし、契約規則等の確認が不十分なまま事務処理を行ったことにより、施行伺を作成せず、契約に至ったものである。

4 今後の対応

今後は、事務処理において、高知県会計事務処理要領等を常に確認し、法令・規則に則り適正な事務処理を行い、今回指摘を受けたような不適正な事務処理を二度と繰り返さないよう常に緊張感をもって業務に取り組みます。

(指摘事項)

機関名：図書館

1 事実認定

平成23年2月19日に「図書館出版物販売収入」として受領した現金の払込みが遅れ、同年3月9日となっていた。

2 指摘事項

上のことは、会計規則第35条第3項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く

求める。

3 原因又は理由

当該現金については、2月19日（土）に出納員が収納したものであり、本来は翌日以後直近の金融機関営業日である2月21日（月）に指定金融機関等に払い込むべきものであったが、収納した翌日は出納員が週休日であったため、そのまま失念し、現金を金庫で保管したままとなっていたものである。

4 今後の対応

今後は、出納員が収納した場合は現金取扱員と、また、現金取扱員が収納した場合は、出納員及び他の現金取扱員と情報を共有し、即日または翌営業日に指定金融機関等へ払い込むことについて、漏れがないようにいたします。

（指摘事項）

機関名：高知西高等学校

1 事実認定

平成22年度行政財産の目的外使用許可にかかる共益費用（電気料）の収入調定において、前年度に許可を受けた者に対して、1年間納入通知書を発行していた。なお、誤って納入義務者とされた者も、22年度に許可を受けた者の関係者であり、当該共益費用はすべて納付されていた。

2 指摘事項

上のことは、会計規則第22条第1項に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことのないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

収入調定において、年度初めの目的外使用許可書と納入義務者名を照合するチェックが抜かり、納入通知書発行の際に従来のデータがそのまま使用された結果、前年度許可を受けた者の名前で納入通知書が発行されていたことが原因である。なお、納入通知書は直接手渡ししていることから、当年度の許可を受けた者は交付を受けた際、納入義務者名について違和感があったものの、関係者（親族）であり、特に異議を申し出ることもなく、以後共益費用の支払いに応じていた。

4 今後の対応

納入義務者の誤りが判明した後、直近の納入通知書から正当な納入義務者への変更を行っている。

今後は、年度初めにおける納入通知書発行時の納入義務者名と目的外使用許可書との照合を確実にを行うなど、法令・規則に則り適正な事務処理を行い、正当な債権者の確認を厳格にし、二度とこのような不適正な事務処理が繰り返されることのないように常に緊張感をもつよう努めます。

また、他の県立学校でも、事務処理の慣れにより、このよ

うな基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであることから、全県立学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

23高企病第382号
平成23年9月30日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成23年8月26日付け23高監報第5号で報告のありました、監査結果に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

特別指摘及び指摘とする機関及び事項

公営企業局県立病院課

1 事実認定

平成22年度の物品購入等の事務処理において、決裁権者の決裁がないものが7件、企業出納員の決裁がないものが6件あった。

2 指摘事項

上のことは、高知県公営企業局事務処理規程（平成8年8月高知県企業局管理規程第4号）第3条及び高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年4月高知県公営企業局管理規程第28号。以下「財務規程」という。）第5条に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことのないよう適正な事務処理を強く求める。

3 措置状況

今回指摘を受けた事項については、関係規程に沿った事務処理を行うよう、関係職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後は、このようなことのないよう、公営企業局事務処理規程等に基づく適正な事務処理に努めます。

安芸病院

1 事実認定

（1）平成22年度電話交換業務に係る施設等賃貸借契約において、賃貸借料金は月額20,798円で契約すべきところ、21,837円で契約し支払を受けていた。

（2）安芸病院及び芸陽病院給食業務委託（委託期間は平成22年度から平成24年度までの3年間）の平成22年度分について、実際の食数が仕様書に記載された基準食数を下回ったことを理由に契約変更の伺いを平成23年3月30日に決裁しているが、変更の内容は新たな算定式を仕様書に追記し、平成22年4月1日に遡って適用するというものであった。また、平成23年5月の事前監査時点では変更契約書は未締結であった。なお、その後変更契約を締結し、差額分

を平成23年5月末日に支払っていた。

2 指摘事項

（1）上のことについては、高知県公営企業局契約規程（昭和41年12月27日付高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第20条及び財務規程第25条の規定に反する不適正なものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

（2）上のことは、契約規程に定める契約事務の基本的な手続き及び同規程第20条に反する不適正なものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 措置状況

（1）について

平成22年度の電話交換業務の契約にあたり、指名競争入札を実施した際、指名業者に対して入札金額に建物使用料を含むよう通知を行っていました。入札後、落札業者と契約を結ぶ際、病院が税込み金額で通知していた当該建物使用料を、落札業者が税抜き金額と誤認し、消費税を二重計上した金額で落札していたことが判明しました。

施設等賃貸借契約を正しい額の月額20,798円で締結すると、電話交換業務の落札業者に対しては（消費税が二重計上となった）月額21,837円を支払うことになり、病院に消費税分（月額1,039円）の損失が生じるため、やむなく施設等賃貸借契約の契約額を、月額21,837円として契約しました。

病院が事前に通知していた建物使用料は、計算式を見れば税込み金額であることが明らかですが、明確に税込みと表記していなかったため、落札業者が金額を誤認したものと思われます。

今後は、税抜き金額であることを明示するなど、適切な事務処理に努めます。

（2）について

当該契約はプロポーザルによって業者選定を行いました。プロポーザルでは、事前に病院が1回あたりの予定食数である基準食数を示し、各社に提案を求めました。その後、当初の見込みよりも患者数が減少したため、契約の際には、プロポーザルで示した基準食数を下方修正した基準食数を新たに示した上で、平成22年4月1日付けで3年間の複数年契約を締結しました。

平成22年4月及び5月の実績が、契約の際に示した基準食数よりも大幅に低い水準で推移したため、受託業者から「人件費の補填について考慮してもらいたい旨」の協議がありました。

しかし、契約締結後2ヶ月しか経過していないことや、

<p>今後、患者数が増加する可能性もあることから、その際には今後の様子を見ていくことで合意しました。</p> <p>その後も何度か業者側から同様の協議がありましたが、年度途中で基準食数を下回ったことによる影響額を判断することが困難であったことから、年間実績と契約時に示した基準食数との乖離を見て判断することとしました。</p> <p>平成23年3月に、実績と基準食数とを比較すると、年間で13,140食減少しており、これは提示した基準食数の想定を超える大幅な減少であるとの判断から、平成22年度分の人件費損失額の算出方法について協議を行い、変更契約を行いました。</p> <p>今回、人件費損失額の算出基礎として、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの食数実績を用いましたが、遡及適用が不適切と指摘を受けたことから、今後は、受託業者から協議のあった時点で、必要と認めたときに変更契約を行うこととし、変更契約締結後の食数実績を人件費損失額の算出基礎として用いることとします。</p> <p>また、変更契約の伺いは平成23年3月30日付けで決裁し、受託業者に契約書を送付していましたが、業者側から契約書の返送がなく、また病院側としても督促を行っていなかったため、平成23年5月の事前監査の際に変更契約書原本がない事態が生じたものです。</p> <p>今後は契約規程に基づく適正な事務処理を徹底することなどにより、再発防止に努めます。</p> <p>芸陽病院</p> <p>1 事実認定</p> <p>安芸病院及び芸陽病院給食業務委託（委託期間は平成22年度から平成24年度までの3年間）の平成22年度分について、実際の食数が仕様書に記載された基準食数を下回ったことを理由に契約変更の伺いを平成23年3月30日に決裁しているが、変更の内容は新たな算定式を仕様書に追記し、平成22年4月1日に遡って適用するというものであった。また、平成23年5月の事前監査時点では変更契約書は未締結であった。なお、その後変更契約を締結し、差額分を平成23年5月末日に支払っていた。</p> <p>2 指摘事項</p> <p>上のことは、契約規程に定める契約事務の基本的な手続き及び同規程第20条に反する不適正なものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>3 措置状況</p> <p>当該契約はプロポーザルによって業者選定を行いました。プロポーザルでは、事前に病院が1回あたりの予定食数である基準食数を示し、各社に提案を求めました。その後、当初の見込みよりも患者数が減少したため、契約の際には、プロ</p>	<p>ポーザルで示した基準食数を下方修正した基準食数を新たに示した上で、平成22年4月1日付けで3年間の複数年契約を締結しました。</p> <p>平成22年4月及び5月の実績が、契約の際に示した基準食数よりも大幅に低い水準で推移したため、受託業者から「人件費の補填について考慮してもらいたい旨」の協議がありました。</p> <p>しかし、契約締結後2ヶ月しか経過していないことや、今後、患者数が増加する可能性もあることから、その際には今後の様子を見ていくことで合意しました。</p> <p>その後も何度か業者側から同様の協議がありましたが、年度途中で基準食数を下回ったことによる影響額を判断することが困難であったことから、年間実績と契約時に示した基準食数との乖離を見て判断することとしました。</p> <p>平成23年3月に、実績と基準食数とを比較すると、年間で13,140食減少しており、これは提示した基準食数の想定を超える大幅な減少であるとの判断から、平成22年度分の人件費損失額の算出方法について協議を行い、変更契約を行いました。</p> <p>今回、人件費損失額の算出基礎として、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの食数実績を用いましたが、遡及適用が不適切と指摘を受けたことから、今後は、受託業者から協議のあった時点で、必要と認めたときに変更契約を行うこととし、変更契約締結後の食数実績を人件費損失額の算出基礎として用いることとします。</p> <p>また、変更契約の伺いは平成23年3月30日付けで決裁し、受託業者に契約書を送付していましたが、業者側から契約書の返送がなく、また病院側としても督促を行っていなかったため、平成23年5月の事前監査の際に変更契約書原本がない事態が生じたものです。</p> <p>今後は契約規程に基づく適正な事務処理を徹底することなどにより、再発防止に努めます。</p>	
---	--	--